

中間前金払制度をご活用ください

(建設工事請負契約約款第 33 条関係)

中間前金払制度は、契約を締結したあとに受け取った 4 割以内の前払金に加えて、さらに 2 割までの範囲で、前金払を追加で請求できる制度です。

中間前金払のメリットは

- 簡単な手続きで工事代金が早く受け取れます。
- 部分払のような出来高検査はありません。
- 出来高検査時のような工事関係書類の作成は不要です。
- 低い保証料率で、資金調達が可能です。(参考:北海道建設業信用保証(株) 0.065%)

1. 対象となる工事

対象工事は当初契約金額で 250 万円以上の工事です。

2. 中間前金払の要件とは

次の要件の全部を満たしていることが必要です。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

3. 中間前金払の金額

請負代金額の 10 分の 2 以内の額。ただし、当初支出した前払金の額と合計して請負代金の 10 分の 6 を超えることはできません。

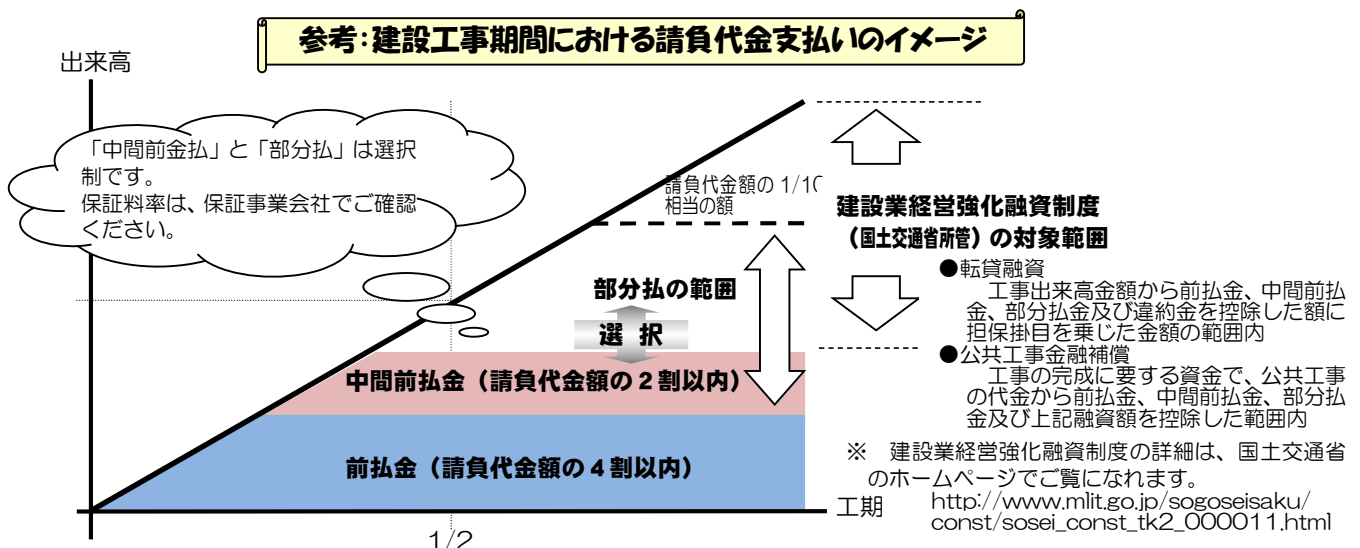
4. 中間前金払は選択制

- (1) 中間前金払と部分払は選択制となっており、契約締結時に請負者が選択を行うことになります。
- (2) 中間前金払を当初に選択した場合は、その後に部分払を請求することはできず、また、部分払を当初に選択した場合、その後に中間前金払を請求することはできません。(債務負担行為に係る工事を除く。)

5. 手続き

「中間前金払認定請求書」(裏面参照)に工事の進捗率を示す資料(工事工程表)を添えて当該工事に係る監督職員へ提出し、認定を受けてください。

なお、請求する場合は、あらかじめ前月の 10 日前までに「中間前払認定請求予定通知書」(裏面参照)を提出する必要があります。



手続き等の詳細は、建設部建築局計画管理課にお問い合わせください。

●「中間前金払に関する制度の運用について」（平成11年3月15日付け建情第1279号）

別記第1号様式

年 月 日

(支出負担行為担当者)

様

請負人 住所
氏名 _____ ㊟

中間前金払認定請求書

1 工 事 名
2 工 事 場 所
3 請 負 代 金 額
4 工 期 年 月 日 から 年 月 日

上記の工事について、契約書第33条第4項に基づき、中間前金払の認定を請求します。

●「中間前金払認定請求予定通知書の徴収について」（平成11年5月6日付け建情第124号）

年 月 日

(支出負担行為担当者)

様

請負人 住所
氏名 _____ ㊟

中間前金払認定請求予定通知書

1 工 事 名
2 工 事 場 所
3 請 負 代 金 額
4 工 期 年 月 日 から 年 月 日
5 認定請求予定月日 年 月 日

上記の工事について、契約書第33条第4項に基づく中間前金払の請求に係る認定請求の時期を通知します。